

中部森林管理局樹木採取権制度説明会（令和3年7月19日） 質問に対する回答

質問番号	資料番号	頁	項目	質問内容	回答
1	1-1	P8	権利設定料、樹木料	「樹木料」の算定について詳しく教えてほしい。樹木料について折り合わなければ伐採はできないのか。	樹木採取区の中から「基礎額算定林分」を8か所（中部1東信・真田樹木採取区の場合）選定し、「基礎額算定林分」について国が価格を設定し公募時にこれを「基礎額」として公表します。申請者は当該現地を確認していただき、申請時に「申請額」を示していただきます。この「基礎額」と「申請額」との値開き率が割増率として、権利存続期間中、毎年の伐区ごとに算出される「樹木料評定額」に割増しされることとなります。 このように算定され国が提示する樹木料を踏まえ、当該伐区について、樹木採取権者が採取を行うかを選択するという仕組みになっています。 なお、申請時の基礎額に関して、申請者が「基礎額算定林分」について算出した価格を申請額とし、その額が基礎額未満の場合は、審査により樹木採取権者として選定することはできません。（資料5-2審査基準等 第1審査基準 1（1）イ参照）
2	1-1	P8	権利設定料、樹木料	樹木料の提示段階で、樹木料評定額について何か協議等はあるのか。	樹木料の提示段階での協議等はありません。
3	1-1	P9～P11	木材の安定的な取引関係の確立	川中川下との協定が条件としてあるが、木材センターのような仲卸業者との契約は、川中川下を包括するような契約として認められるのか。	木材センターのような仲卸業者と申請者との協定だけでは川中や川下への供給増につながったか確認できないため、川中川下を包括する協定としては認められません。（なお、仲卸業者が川中事業者を兼ねる場合は、樹木採取権者と川中事業者との協定としては認められます。） 本制度は既存の取引に影響を与えず、川中川下に新規の販路先を開拓してもらう趣旨なので、今回の権利設定を活用し、木材センターの販売先とともに、新たなサプライチェーンの創出に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。
4	1-1	P11	木材の安定的な取引関係の確立	「木材の安定的な取引関係の確立」について詳しく教えてほしい。現在の事業量に樹木採取権分を上乗せするということが、既存の販路先以外に新規の販路先を追加するということが。	現在の事業量に樹木採取権分を上乗せするという解釈であり、上乗せ分は既存の販路先への数量拡大又は、必要に応じ新規の取引先を開拓していただくことが必要です。なお、本件については、後日、詳細まとめたものを公表する予定です。
5	1-1	P13～P16	契約の締結と計画の策定等	実施契約の契約期間が地域管理経営計画と一致とあるが、具体的にどのように行うべきか。保安林の指定施業要件があると思うが、森林資源等状況一覧表によるものという解釈でよいか。	樹木採取区の所在する千曲川上流森林計画区の地域管理経営計画の計画期間に合わせ、樹木採取権の実施契約を締結することになります。資料5-1樹木採取権関係想定スケジュールから実施契約期間を考えると、現5次計画の残期間が約2カ年（Ⅰ期）、6次計画が5カ年（Ⅱ期）、7次計画約3カ年（Ⅲ期）の採取権設定期間約10年間に於いて3期の計画に合わせた実施契約となります。 それぞれの期間で伐採を予定する箇所については、計画変更や、新規樹立において指定をしますので、ご承知ください。（資料2-3ガイドラインの概要 P15 第11章樹木採取権実施契約 参照） また、資料3P6にも記載のとおり、全域、水源涵養保安林に指定されていることから、林小班ごとに定められた指定施業要件を遵守していただく必要があります。公募時に当局から示される採取の基準と森林資源等状況一覧表を確認し申請ください。 なお、樹木採取権者が作成する計画が適合すべき地域管理経営計画書・管理経営の指針につきましては中部森林管理局HPで公表されていますので、参考としてください。 ※地域管理経営計画書・管理経営の指針については以下の中部森林管理局HPアドレスからご覧いただけます。 http://www.rinya.maff.go.jp/chubu/policy/business/sinrinkeikaku/sinrinkeikaku21.html
6	1-1	P13～P16	契約の締結と計画の策定等	協定締結後に市況の変化等により、収益性が悪化した場合、中途の解約などは可能か。	制度上、理由如何によっては、実施契約期間中に最低限採取すべき面積の緩和措置が設けられているほか、権利の一部放棄が可能です。（樹木採取権制度ガイドライン第23章樹木採取権の放棄 参照）なお、市況があまりにも悪化した場合は、樹木採取権を設定した後であっても、森林管理局長と樹木採取権者が締結する樹木採取権運用協定において、外部の有識者からなる「国有林材供給調整検討委員会」の検討結果を踏まえ、局長が国有林材の供給調整が必要と判断した時は、樹木採取権者にも協力を求めることがあります。 ※樹木採取権制度ガイドラインについては以下の林野庁HPアドレスからご覧いただけます。 https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/ryuiki/jyumokusa/isyuken.html
7	1-1	P15	樹木の採取に関する基準	10年という長いスパンの中、毎年の伐採搬出数量は一方向的に決められてくるのか、協定者が決めることができるのか。また、年間の伐採計画を立てたとして、途中で計画の修正変更は可能か。	公募の段階で、年間の伐採搬出数量ではなく、採取する面積の下限（実施契約期間内）と上限（実施契約期間内及び単年度）を示します。10年間にわたり安定的に事業を行っていただきたいという協定であり、例えば、「最初の5年で全部出します」ということにはなりません。公募時の下限上限をふまえた伐採計画を作成していただくこととなります。 計画の修正変更は可能ですが中部森林管理局長の承認が必要となります。
8			全般	今後、他署でも樹木採取区指定の計画はあるのか。	今回の全国10か所の設定はパイロット的な試みであるため、現時点で次の候補地が設定されているものではなく、今後において今回の設定を運用、検証し、その結果等を踏まえ判断していく考えです。
9			全般	後日の質問は受け付けてもらえるのか。	質問いただいて構いません。但し、質問内容につきまして、公表の必要性があれば、HP上により公表することをご承知ください。なお、質問は、資源活用課企画官（長期安定供給）までお願い致します。